

# 宮城県建築・設備設計要領

平成28年 4月

宮城県土木部営繕課

宮城県土木部設備課

# 目 次

《巻頭の言葉》 .....	iv
---------------	----

## 第Ⅰ編 共通編

### 第1章 総 則

I-1. 1 目的 .....	I-1
I-1. 2 適用の範囲 .....	I-1
I-1. 3 適用法令及び適用基準類	
I-1. 3. 1 適用法令 .....	I-1
I-1. 3. 2 適用基準類 .....	I-3

### 第2章 基本方針

I-2. 1 基本方針 .....	I-5
I-2. 2 基本方針に関する配慮 .....	I-5
I-2. 2. 1 安全性に対する配慮 .....	I-5
I-2. 2. 1. 1 防災性に対する配慮	
I-2. 2. 1. 2 機能維持性に対する配慮	
I-2. 2. 1. 3 防犯性に対する配慮	
I-2. 2. 2 機能性に対する配慮 .....	I-5
I-2. 2. 3 経済性に対する配慮 .....	I-6
I-2. 2. 4 環境保全性に対する配慮 .....	I-6
I-2. 2. 5 地域性に対する配慮 .....	I-6

附 則 .....	I-6
-----------	-----

## 第Ⅱ編 建築編

### 第1章 総 則

II-1. 1 用語の定義 .....	II-1
---------------------	------

### 第2章 設計基準

II-2. 1 設計基準の適用 .....	II-2
II-2. 2 建築計画及び意匠計画関係 .....	II-2
II-2. 3 構造計画関係 .....	II-2
II-2. 3. 1 構造種別 .....	II-2
II-2. 3. 2 構造計画の一般則 .....	II-2
II-2. 3. 3 木造に関する構造計画の特則 .....	II-3
II-2. 4 外構計画関係 .....	II-3

### 第3章 設計標準

II-3. 1 設計標準の適用 .....	II-4
II-3. 2 構造設計標準 .....	II-4
II-3. 2. 1 主要構造 .....	II-4
II-3. 2. 2 各部構造 .....	II-4
(1) 基礎・杭構造 .....	II-4
(2) 梁・柱（躯体） .....	II-4
(3) 屋根（躯体） .....	II-4
(4) 床（躯体） .....	II-4
(5) 外壁（躯体） .....	II-5
(6) 間仕切壁の構造 .....	II-5
II-3. 3 建築計画及び意匠設計標準 .....	II-5
II-3. 3. 1 外部計画関係 .....	II-5
II-3. 3. 1. 1 外部仕上計画の一般則 .....	II-5
(1) 外部仕上計画の基本原則 .....	II-5
(2) 屋 根 .....	II-5
(3) 外 壁 .....	II-6
(4) 外部建具 .....	II-6
(5) 外部階段 .....	II-6
(6) 庇 .....	II-6

(7) 外部天井	II-7
(8) その他	II-7
II-3. 3. 2 内部計画関係	II-7
II-3. 3. 2. 1 内部仕上計画の一般則	II-7
(1) 内部仕上計画の基本原則	II-7
(2) 床	II-7
(3) 天井	II-7
(4) 建具	II-7
(5) 断熱材	II-7
(6) 造り付け家具	II-8
II-3. 3. 2. 2 各室の内部計画の特則	II-8
(1) 吹き抜け	
(2) 居室	
(3) 更衣室, 脱衣室	
(4) 便所	
(5) 階段	
(6) その他	
II-3. 3. 3 内外仕上設計標準	II-9
II-3. 3. 3. 1 一般(新営)	
II-3. 3. 3. 2 高等学校校舎(新営)	
II-3. 3. 3. 3 高等学校屋内運動場・柔剣道場(新営)	
II-3. 3. 3. 4 揚・排水機場(新営)	
II-3. 4 外構・植栽等計画	II-9
II-3. 4. 1 外構	
II-3. 4. 2 植栽	
II-3. 4. 3 擁壁	
II-3. 5 解体計画	II-9

#### 第4章 設計業務要領

II-4. 1 設計手順等	II-10
II-4. 1. 1 設計手順の基本原則	
II-4. 1. 2 基本設計完了の必須要件	
II-4. 2 設計条件の照査	II-10
II-4. 2. 1 設計条件の照査の基本原則	
II-4. 2. 2 設計条件の照査事項	
II-4. 3 設計のプロセス	II-10
II-4. 4 その他(設計業務の心構え等)	II-10
II-4. 5 作図要領	II-11
II-4. 5. 1 共通事項	
II-4. 5. 2 意匠図	
II-4. 5. 3 構造図	
II-4. 5. 4 改修図	
II-4. 5. 5 雨水排水図	

#### 付章 補足事項

II-付. 1 設計基準に関する補足	II-12
II-付. 1. 1 構造計画関係	II-12
II-付. 1. 2. 1 構造種別に関する補足	
II-付. 1. 2. 2 木造に関する構造計画の特則に関する補足	

#### 別表

別表1-1	II-3. 3. 3. 1 一般(新営)①外部仕上表	II-14
別表1-2	II-3. 3. 3. 1 一般(新営)②内部仕上表	II-15
別表2-1	II-3. 3. 3. 2 高等学校校舎(新営)①外部仕上表	II-17
別表2-2	II-3. 3. 3. 2 高等学校校舎(新営)②内部仕上表	II-18
別表3-1	II-3. 3. 3. 3 高等学校屋内運動場・柔剣道場(新営)①外部仕上表	II-21
別表3-2	II-3. 3. 3. 3 高等学校屋内運動場・柔剣道場(新営)②内部仕上表	II-21
別表4-1	II-3. 3. 3. 4 揚・排水機場(新営)①外部仕上表	II-24
別表4-2	II-3. 3. 3. 4 揚・排水機場(新営)②内部仕上表	II-26

## 第Ⅲ編 設備編

### 第1章 基本設計

Ⅲ-1. 1	業務内容	Ⅲ-1
Ⅲ-1. 2	提出図書	Ⅲ-2

### 第2章 実施設計

Ⅲ-2. 1	業務内容	Ⅲ-3
Ⅲ-2. 2	設計計算書の作成	Ⅲ-10
Ⅲ-2. 3	提出図書	Ⅲ-10
Ⅲ-2. 4	設計方針（学校設備編）	
(1)	総則	Ⅲ-11
①	基本的事項	Ⅲ-11
②	図面の書式	Ⅲ-12
③	提出図面一覧	Ⅲ-13
④	参考指針	Ⅲ-14
(2)	電気設備	
①	電灯設備	Ⅲ-15
②	動力設備	Ⅲ-16
③	受変電設備	Ⅲ-17
④	雷保護設備	Ⅲ-18
⑤	構内交換設備	Ⅲ-19
⑥	電気時計設備	Ⅲ-20
⑦	拡声設備	Ⅲ-21
⑧	映像・音響設備	Ⅲ-22
⑨	誘導支援・監視カメラ設備	Ⅲ-23
⑩	テレビ共同受信設備	Ⅲ-24
⑪	自動火災報知設備	Ⅲ-25
⑫	構内情報通信網設備	Ⅲ-26
⑬	防犯・入退室管理設備	Ⅲ-27
⑭	構内線路設備・構内通信線路	Ⅲ-28
⑮	テレビ電波障害防除設備	Ⅲ-29
(3)	機械設備	
①	共通事項	Ⅲ-30
②	配管仕様	Ⅲ-31
③-1	空気調和設備	Ⅲ-32
③-2	機械換気設備	Ⅲ-33
③-3	自動制御設備	Ⅲ-34
④-1	衛生器具設備	Ⅲ-35
④-2	給水設備	Ⅲ-36
④-3	排水設備	Ⅲ-37
④-4	給湯設備	Ⅲ-40
⑤	消火設備	Ⅲ-41
⑥	ガス設備	Ⅲ-42
⑦	厨房器具設備	Ⅲ-43
⑧	実験台設備	Ⅲ-44
⑨	浄化槽設備	Ⅲ-45
⑩	昇降機設備	Ⅲ-47
(4)	設備設置諸元表（各室の設備一覧）	
①	電気設備	Ⅲ-50
②	機械設備	Ⅲ-52

## 《巻頭の言葉》

本県では、平成19年度に現行の「宮城県建築設計要領」を、その前年度に現行の「宮城県設備設計要領」（平成21年度改訂）を制定して以来、それを基本的な規範として営繕工事の対象となる県有建築物の設計を行ってきましたが、その後十年近くが経過して、本県ではその間、東日本大震災等の大災害を経験したのを始め、それに伴う、又は、それ以前からの営繕工事を取り巻く社会・経済環境等の変化があったことから、設計要領を時代の状況に応じて見直し、今回改訂を行うこととしました。

今回の改定は、営繕工事を取り巻く状況の変化とそれに対応した法令その他の制度環境の変化の趨勢を考慮した幾つかの主眼点があります。

これは、特に地球温暖化に対するCO<sub>2</sub>の削減を目的とした平成24年の低炭素法の制定や平成22年5月の公共建築木材利用促進法制定とそれに伴う公共建築木材利用促進基本方針の策定があり、それに伴い本県においても平成23年10月の「宮城県公共建築木材利用促進方針」の策定や平成24年3月の「みやぎ材利用拡大行動計画」の改定、等の地球環境保全や地域性に対する配慮に関して制度環境の変化があったことが挙げられます。

更に、東日本大震災後の建設業界が直面した労務・資材の不足と工事費の高騰が来る2020年東京オリンピックに係る諸施設の建設過程における東京方面で予想される建設ラッシュの影響により、東北地方においても震災後と同様の状況が予想されることから、建築界の趨勢として、これまでRC造で建築することが一般的と考えられてきた種類の建築物を、プレファブリケーションがより容易な鉄骨造や木造等の構造種別へ展開していくような状況となってきました。

特に平成27年6月の改正建基法施行により3階建ての学校や3,000㎡を超える建築物が建てやすくなり、更に平成28年度中にCLT(直交集成材)について、基準強度に関する告示と一般的な設計法に関する告示が制定される予定で、これにより大臣認証等の方法によらずに3階建ての学校や3,000㎡超の建築物がRC造やS造等と同様に通常の構造計算(許容応力度等計算,保有水平耐力計算,等)で建築可能な一般的な構造形態として建築可能となる見込みであること、等を考慮し、今回の改訂において大規模木造建築物等の仕様も選択が可能な方向に建築設計要領の内容を拡充することとしました。

また、設備設計要領においては、ライフサイクルコストを重視した高効率機器の導入や地球環境に配慮した資材の採用等の改定を行っております。

この「宮城県建築設計要領」及び「宮城県設備設計要領」のそれぞれの内容の見直し及び改訂を機に両者を統合し、新たに「(仮称)宮城県建築・設備設計要領」として、営繕工事に係る県有建築物その他の県有施設等の建築設計及び設備設計の統一的・一元的な執行が可能となるようにすることとしました。

今回の改訂が、宮城県の公共建築物の質的水準を担保する設計基準・標準の明確化及び設計業務能率の向上を通して、建築物としての質の向上にこれまで以上に寄与することを願ってやみません。

平成28年3月31日

宮城県土木部営繕課長 佐々木 浩二

宮城県土木部設備課長 阿部 正尚

# 第 I 編 共通編

## 第 1 章 総 則

### I-1.1 目 的

この要領は、県有建築物の建築設計に際して、その用途と規模に応じた施設整備の基本方針、性能基準・設計基準及び設計標準を定めて設計の効率化を図るとともに、その施設に求められる安全性、機能性、経済性、耐久性その他の必要な性能等の確保を図ることを目的とする。

### I-1.2 適用の範囲

この要領は、県有建築物の建築、修繕及び模様替の設計及びその屋外付帯施設（外構、植栽、擁壁等）の設計に適用する。

なお、建築及び建築設備に共通する事項については第 I 編 共通編に、建築に関する事項については第 II 編 建築編に、建築設備に関する事項については、第 III 編 設備編の最新年版による。

### I-1.3 適用法令及び適用基準類

#### I-1.3.1 適用法令

この要領で主に適用する法令・例規等及びその略称は、下表のとおり（表中の年・号数は初期施行時のもの。適用は、最新施行のものによること。）。

表 I-1.3.1.1 適用法令等

No.	略 称	名 称
1	建基法	建築基準法(昭和25年法律第201号)
	建基令	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
	建基則	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)
2	バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日法律第91号)
	バリアフリー令	同上 施行令(平成18年12月8日政令第379号)
	バリアフリー則	同上 施行規則(平成18年12月15日国土交通省令第110号)
	バリアフリー省令	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年12月15日国土交通省令第114号)
3	耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)
	耐震改修促進令	同上 施行令(平成7年12月22日政令第429号)
	耐震改修促進則	同上 施行規則(平成7年12月25日建設省令第28号)
4	建築士法	建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)
	建築士令	建築士法施行令(昭和25年6月22日政令第201号)
	建築士則	建築士法施行規則(昭和25年10月31日建設省令第38号)
5	建設業法	建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)
	建設業令	建設業法施行令(昭和31年8月29日政令第273号)
	建設業則	建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第14号)
6	都計法	都市計画法(昭和43年法律第100号)
	都計令	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)
	都計則	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)
7	景観法	景観法(平成16年6月18日法律第110号)
	景観令	景観法施行令(平成16年12月15日政令第398号)
	景観則	景観法施行規則(平成16年12月15日国土交通省令第100号)

8	消防法	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
	消防令	消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)
	消防則	消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)
9	ビル衛生管理法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
	ビル衛生管理令	同上 施行令(昭和45年10月12日政令第304号)
	ビル衛生管理則	同上 施行規則(昭和46年1月21日厚生省令第2号)
10	新エネルギー利用促進法	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年4月18日法律第37号)
	新エネルギー利用促進令	同上 施行令(平成9年6月20日政令第208号)
	新エネルギー利用促進則	同上 施行規則(未制定(?))
11	省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)
	省エネ令	同上 施行令(昭和54年9月29日政令第267号)
	省エネ則	同上 施行規則(昭和54年9月29日通商産業省令第74号)
12	低炭素法	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)
	低炭素令	同上 施行令(平成24年11月30日政令第286号)
	低炭素則	同上 施行規則(平成24年12月3日国土交通省令第86号)
13	雨水利用推進法	雨水の利用の推進に関する法律(平成26年4月2日法律第17号)
14	木材利用促進法	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年5月26日法律第36号)
	木材利用促進令	同上 施行令(平成22年9月14日政令第203号)
	木材利用促進則	同上 法律施行規則(平成22年9月30日農林水産省令第51号)
	木材利用促進基本方針	公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年10月4日農林水産省,国土交通省告示第3号)
15	平yy国交告nn号	平成yy年国土交通省告示第nn号
	平(昭)yy建告nn号	平成(昭和)yy年建設省告示第nn号

表 I-1. 3. 1. 2 適用例規等

No.	略 称	名 称
1	建基条例	建築基準条例(昭和35年7月21日条例第24号)
	建基細則	建築基準法施行細則(昭和46年03月30日規則第21号)
	建基規程	建築基準法関係法令取扱規程(昭和26年4月18日訓令甲)
2	バリアフリー細則	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成20年3月31日規則第64号)
	バリアフリー規程	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程(平成20年3月31日訓令甲第19号)
3	福祉のまちづくり条例	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(平成8年7月10日条例第22号)
	福祉のまちづくり規則	同上 施行規則(平成8年12月27日規則第78号)
4	建築士条例	建築士法建築士法施行条例(平成12年3月28日 条例第89号)
	建築士細則	建築士法施行細則(昭和27年4月28日規則第22号)
5	景観条例	宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例(平成21年7月6日条例第44号)
6	屋外広告物条例	屋外広告物条例(昭和24年条例第59号)
	屋外広告物規則	同上 施行規則(昭和24年規則第67号)
7	耐震改修促進細則	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成8年3月8日規則第9号)
	耐震改修促進規程	建築物の耐震改修の促進に関する法律取扱規程(平成8年3月8日訓令甲第1号)
8	防犯条例	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(平成18年3月24日条例第46号)

9	再生可能エネルギー条例	宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年7月17日条例第41号)
10	グリーン購入条例	グリーン購入促進条例(平成18年3月23日条例第22号)
	グリーン購入規則	同上 施行規則(平成18年3月23日規則第19号)
11	宮城県木材利用促進方針	宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針(平成23年10月7日策定)
	みやぎ材利用拡大行動計画	みやぎ材利用拡大行動計画(平成24年3月改定)
12	仙台市ひとやさ条例	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例(平成8年6月21日仙台市条例第30号)
	仙台市ひとやさ規則	同上 施行規則(平成8年7月10日仙台市規則第63号)
13	杜の都景観条例	杜の都の風土を育む景観条例(平成7年3月16日 仙台市条例第5号)
	杜の都景観規則	同上 施行規則(平成7年3月30日 仙台市規則第33号)
14	仙台市屋外広告物条例	仙台市屋外広告物条例(平成元年3月17日 仙台市条例第4号)
	仙台市屋外広告物規則	同上 施行規則(平成14年7月2日 仙台市規則第69号)

### I-1.3.2 適用基準類

この要領で主に適用する基準・標準類及びその略称は、下表のとおり(表中の号数・年版の有無にかかわらず最新版によること。以下同じ。)

表 I-1.3.2.1 適用基準類(1)(国土交通省関係)

No.	略 称	名 称	制定*
1	基本的性能基準	官庁施設の基本的性能基準 平成25年版 (平成25年3月29日国営整第197号・国営設第134号、 一部改定 平成27年3月31日国営整第299号・国営設第162号)	整備課, 設環課
2	総合耐震・対津波計画基準	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月28日改定)	整備課
3	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(平成18年3月31日国営整第157号・国営設第163号)」	整備課, 設環課
4	環境保全性基準	「官庁施設の環境保全性基準(平成23年3月31日国営環第5号, 最終改定 平成26年3月28日国営環第3号)」	営環室
5	建築設計基準	建築設計基準(平成26年3月31日国営整第245号)	整備課
	建築設計基準の資料	建築設計基準の資料 平成27年版(同日 国営整第266号)	〃
6	建築構造設計基準	建築構造設計基準(平成25年5月24日国営整第38号)	整備課
	建築構造設計基準の資料	「建築構造設計基準の資料 平成27年版 (平成27年3月31日国営整第288号)」	〃
7	総合耐震診断・改修基準	官庁施設の総合耐震診断・改修基準 平成25年4月版 (平成25年3月29日国営整第202号)	整備課
8	津波防災診断指針	官庁施設の津波防災診断指針 平成25年4月版 (平成25年3月29日国営整第202号)	整備課
	津波防災診断指針資料	官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料 (平成26年5月20日国営整第39号)	〃
9	環境保全性基準	官庁施設の環境保全性基準 平成26年3月制定版(平成23年3月31日国営設第5号,最終改定 平成26年3月28日国営整第3号)	設環課
10	建築設備計画基準	建築設備計画基準(平成27年3月31日国営整第155号)	設環課
11	建築設備設計基準	建築設備設計基準(平成27年3月31日国営整第156号)	〃
12	木造計画・設計基準	木造計画・設計基準(平成23年5月10日国営整第20号)	整備課
	木造計画・設計基準資料	木造計画・設計基準の資料(平成23年5月10日国営整第21号)	〃
13	構内舗装・排水設計基準	「構内舗装・排水設計基準 平成27年版 (平成27年3月31日国営整第297号)」	整備課
	構内舗装・排水設計基準資料	「構内舗装・排水設計基準の資料 平成27年版 (同日 国営整第298号)」	〃
14	雨水利用システム計画基準	排水再利用・雨水利用システム計画基準 平成16年版 (平成16年 月 日国営設第 号)	設環課
15	官庁施設防犯基準	官庁施設の防犯に関する基準 平成21年6月制定版	設環課



		(平成21年6月1日国営設第27号)	
16	雪冷房システム計画指針	官庁施設における雪冷房システム計画指針(平成20年7月)	設環課
17	空調システム導入ガイドライン	官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン(平成21年7月)	設環課
18	バリアフリー建築設計標準	高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成24年)	国交省
19	建築設計図書作成基準	建築工事設計図書作成基準 平成21年版(平成21年3月31日国営整第171号)	整備課
20	設備設計図書作成基準	建築設備工事設計図書作成基準 平成27年9月改定版(平成10年10月25日建営設第121号,最終改定 平成27年9月28日国営設第100号)	設環課

表 I-1. 3. 2. 2 適用基準類(2)(文部科学省関係)

No.	略 称	名 称	制定*
1	高等学校施設整備指針	高等学校施設整備指針(平成6年3月31日作成,平成26年7月25日最終改正)	文施部
2	特別支援学校施設整備指針	特別支援学校施設整備指針(平成26年7月最終改正)	文施部

表 I-1. 3. 2. 3 適用標準仕様書類(国土交通省関係)

No.	略 称	名 称	監修*
1	標仕(建築) " (電気) " (機械)	公共建築工事標準仕様書(建築工事編) " (電気設備工事編) " (機械設備工事編)	営繕部
	改修標仕(建築) " (電気) " (機械)	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) " (電気設備工事編) " (機械設備工事編)	"
2	木造標仕	公共建築木造工事標準仕様書	"
3	解体共仕	建築物解体工事共通仕様書	"
4	監理指針(建築) " (電気) " (機械)	建築工事監理指針 電気設備工事監理指針 機械設備工事監理指針	"
	改修監理指針	建築改修工事監理指針	"
5	標詳図	建築工事標準標準詳細図	整備課
6	擁壁設計標準図	擁壁設計標準図	整備課
7	標準図(電気) " (機械)	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) " (機械設備工事編)	設環課
8	設備設計計算書作成手引・ 様式集	建築設備設計計算書作成の手引・建築設備設計計算書様式集	設環課

\* (凡例) 国交省：国土交通省  
 営繕部： " 大臣官房官庁営繕部  
 整備課： " 整備課 (旧建築課を含む)  
 設環課： " 設備・環境課  
 営環室： " 営繕環境対策室  
 文施部：文部科学省大臣官房文教施設企画部

## 第2章 基本方針

### I-2.1 基本方針

建築物及び屋外付帯施設(以下「施設」という。)は、安全性、機能性、経済性、環境保全性及び地域性に配慮し、安全で使い易く、経済合理性を有しつつ長持ちするものを整備するものとする。

### I-2.2 基本方針に関する配慮

施設的设计に際し、基本方針に定める性能等を確保するため、その用途、機能、規模、立地等に応じて、次のI-2.2.1からI-2.2.5に配慮する。

#### I-2.2.1 安全性に対する配慮

##### I-2.2.1.1 防災性に対する配慮

- (1) 耐震  
大地震動に対して、建築物が保つべき耐震性能を確保する。(「動」を加筆願う。)
- (2) 対火災  
火災に対して、建築物が保つべき耐火性能、防火性能を確保する。
- (3) 対浸水・対津波  
浸水・津波に対して、施設の安全性を確保する。
- (4) 耐風  
台風等の暴風雨に対して、建築物が保つべき耐風性能を確保する。
- (5) 耐雪・耐寒  
積雪による雪害、寒冷気候による凍害、等に対して、施設の安全性を確保する。
- (6) 対落雷  
落雷に対して、施設の安全性を確保する。
- (7) 常時荷重  
常時荷重に対して、施設の安全性を確保する。
- (8) 避難経路は分かり易いものとし、任意の二方向避難についても考慮する。
- (9) 使用建材は、室内空気汚染物質等による利用者の健康被害の抑制を考慮する。
- (10) 利用者の転落、転倒防止の措置を講じる。

##### I-2.2.1.2 機能維持性に対する配慮

- (1) 機能維持性  
災害時・通常時を問わず、施設としての機能を維持する。大地震による損傷の有無及び補修の要・不要に関わらず、最低限の条件として人命の安全確保が図られるものとする。

##### I-2.2.1.3 防犯性に対する配慮

- (1) 防犯性  
視認性・領域性の確保、接近・侵入の制御、定期的な点検・評価の実施、防犯設備等の積極的な活用を通して、施設の防犯性を確保する。

#### I-2.2.2 機能性に対する配慮

- (1) 利用者が使いやすい配置計画・平面計画等とする。
- (2) バリアフリーを図り、ユニバーサルデザインを考慮する。
- (3) 施設内の主要経路は、高齢者・障害者等を含む全ての利用者が移動ができる計画とする。
- (4) 室等の用途に応じ、採光・通風を確保し、騒音・振動の防止・抑制を図る。
- (5) 施設内外の仕上、設備の点検、及び改修等が容易にできるようにして、作業スペースと搬出入路の確保を図る。
- (6) 将来の用途変更及び高度情報化に対応した床、壁、天井の仕様を考慮する。
- (7) 屋外排水施設の適切な配置、及び断面を考慮する。

#### I-2.2.3 経済性に対する配慮

- (1) 施設の建設コスト、維持コスト及び解体コスト並びにそれらから構成されるライフサイクルコストの抑制、縮減を図る。
- (2) 材料等の選定に当たっては、維持・修繕が容易な一般的なものを使用する。

- (3) 建築物の平面、立面等は、華美なデザインを避けるとともに、寒冷地であること等を考慮した合理的な計画とする。
- (4) 各柱間隔、各階の高さ、及び各部材の寸法は、それぞれ経済性、合理性を考慮する。
- (5) 材料、工法等は、施設の使用期間中その機能を維持できるように、合理的な耐久性と経済性を兼ね備えたものを考慮する。
- (6) 外気に面する部分は、エネルギー負荷の抑制、縮減を図る。
- (7) 設備関係諸室の配置は、運転効率の向上を考慮した適切な位置とする。

#### I-2.2.4 環境保全性に対する配慮

- (1) 建築物及び建設工事により発生する廃棄物の縮減に配慮すると同時に、外壁並びに外気に接する柱、梁、床及び屋根の材料は、防水性、防食性を考慮して、耐久性の向上を図り、地球環境保全に配慮してCO<sub>2</sub>及びLCCO<sub>2</sub>の抑制、縮減を図るよう留意する。
- (2) 宮城県のグリーン購入条例で指定された特定調達品目を使用する場合には、特定調達物品(各品目ごとに設定された判断の基準に適合したものをいう。)の採用を優先する。
- (3) コスト面で可能な場合は、宮城県グリーン製品の使用を推進する。
- (4) 再生可能エネルギーの有効利用を考慮する。
- (5) 建設副産物の発生の抑制及び上記以外の再生資源の利用を推進する。
- (6) 施設内の雨水排水は、敷地外の排水施設への適切な接続を図る。
- (7) 施設内からの騒音、振動や有害な物質の放散・放流の防止を図る。
- (8) 施設による日照障害、電波障害、及びビル風の抑制について考慮する。

#### I-2.2.5 地域性に対する配慮

- (1) 地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものとする。
- (2) 周辺地域の景観と調和した外観とする。
- (3) 施設の敷地内において緑化が図られていること等により、地域の良好な景観の形成に寄与するものとし、施設周辺のプライバシーへの配慮にも留意する。
- (4) 機能面、コスト面等で可能な場合は、県産木材による木造化、木質化を考慮する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領の施行に伴い、「宮城県建築設計要領(平成19年4月制定)」及び「宮城県設備設計要領(平成18年制定、平成21年改訂)」は廃止する。

